

# 熊本県食品ロス削減推進計画素案(概要)

## 第1章 食品ロス削減推進計画について

### 1 計画策定の背景

(1)食品ロスを取り巻く現状

- 我が国の食品ロス発生量：年間600万トン  
(世界の食料援助量約420万トンの約1.4倍)
- 食品ロス → 食料生産に費やした資源の無駄、廃棄する過程で環境に負荷
- コロナ禍により、新しい生活様式を踏まえた行動の変化

(2)食品ロス削減の意義

① 世界の動き：SDGs (持続可能な開発目標)  
食品ロス削減は、「目標12：つくる責任 つかう責任」に位置付け

② 国の動き：「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定[令和元(2019)年10月]  
「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定[令和2(2020)年3月]

<国の目標>

- 家庭系・事業系ともに、令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で食品ロス量を半減
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%

2 計画の基本的な考え方

(1)趣旨：食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指す

(2)検討体制：熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議(庁外)、計画策定会議(庁内)

(3)位置付け：食品ロス削減推進法第12条第1項(都道府県食品ロス削減推進計画)  
消費者教育推進法第2条第2項(消費者市民社会の形成)  
第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画  
第5期熊本県廃棄物処理計画 第六次熊本県環境基本計画と調和を図る

(4)計画期間：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)(4カ年)



## 第3章 本県の目標

### 1 取組の方向性

(1)消費者教育を通して消費者の意識改革を進めるとともに、事業者等関係機関と連携した「発生抑制」に重点をおいた取組を推進

(2)「未利用商品の有効活用・再生利用」を推進

(3)「推進体制を整備」し、各主体の「連携した取組」を推進することで「県民運動の機運を醸成」

### 2 計画の目標

(1)食品ロス発生量

(2)意識して取り組む消費者の割合

(3)(有識者会議意見反映した目標)

※ 国の目標や有識者会議、策定会議での議論を踏まえ、県独自の目標を設定

【イメージ図】

## 第4章 食品ロス削減推進に関する施策の展開

### 1 各主体の役割

消費者	・食品ロス削減の必要性の理解を深め、出来ることを行動に移す。 ・削減に取り組む事業者の商品や店舗を積極的に活用支援する。
事業者	・サプライチェーン全体の食品ロスの状況を理解し、削減に向けて取り組む。 ・自らの取組状況を発信し、消費者の理解と協力を得て取り組む。
県	・本県の目指す姿を実現するため、各施策に取り組む。
市町村	・国(基本方針)及び県計画を踏まえ、地域の特性に応じた計画の策定に努め、食品ロス削減を推進する。
関係団体	・食品ロス削減の必要性の理解を深め、関係機関と連携して普及啓発活動等に取り組む。

### 2 県の推進施策

方向性	取組内容
(1)消費者の意識改革(消費者教育)等発生抑制に重点をおいた取組の推進	食品ロス削減に係る消費者、事業者等への教育・学習の振興、主催イベントでの周知等、広報・啓発の実施等 学校給食栄養管理等、食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策の推進
(2)未利用商品有効活用・再生利用推進	マッチング支援等、未利用食品等を提供するための活動支援
(3)推進体制整備による連携した取組	県計画に基づく各主体の連携した取組の推進 食品ロス削減に向けた情報の収集・共有

## 第2章 熊本県における食品ロス等の現状と課題

### 1 熊本県の食品ロス発生状況(推計)

・県の食品ロス 52,928トン  
(家庭系：32,351トン、事業系：20,577トン)

県民1人当たり食品ロス量

**1日約 83g**  
**年間約 30.1kg**

### 2 食品ロス削減意識調査結果

[消費者] 意識して取り組む率 **80.2%**  
[事業者] 「食品ロス」知っていた **94.0%**  
「削減」へ何らかの取組 **94.1%**

(消費者)食品ロス削減を意識しているか

### 3 本県の課題

消費者意識調査  
事業者意識調査  
有識者委員  
国方針等

- 消費者の「意識改革」(若年層の関心・取組む率の向上、消費者の行動変容につなげる消費者教育)
- 消費者と事業者をつなぐ視点(事業者は取組を開示、消費者は評価し、選択する等)
- 食品ロスの一因の商慣習の見直しは、サプライチェーン全体での取組
- 生活困窮世帯等必要な人に食品を届ける仕組みの充実

## 第5章 計画の推進に向けて

推進体制	・「熊本県食品ロス削減推進計画推進会議(仮称)」を中心に、必要な協議及び調整を行う。
計画の進捗管理	・毎年度関連する事業の進捗状況を検証、審議会等外部機関に報告を行い、PDCA マネジメントで必要に応じて見直し等を実施。